滝川ガス株式会社 人権基本方針

1 基本的な考え方

私たち滝川ガス株式会社(以下、当社)は、人権尊重を企業活動の重要な基盤とし、すべてのステークホルダーの人権を尊重するとともに、生活に欠かせないガスの安定供給を通じて持続可能な社会の実現に貢献します。

2 国際基準の遵守

当社は、「国際人権章典」や「ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGPs)」など、国際的に認められた人権基準を遵守します。

3 働く環境の整備

当社は、従業員が安心して働ける環境を提供するために以下の取り組みを行います。

①差別、ハラスメントの禁止

人種、性別、年齢、宗教、国籍、障がい等に基づく差別やハラスメントを一切許容しません。

②労働条件の適正化

適正な賃金、労働時間の管理、健康・安全の確保に努めます。

③教育と研修

人権意識を高めるための教育・研修を定期的に実施します。

4 ハラスメントに関する規定

当社は、あらゆる形態のハラスメントを厳格に禁止し、社内規定等に基づき以下の方針を 実行します。

①セクシャルハラスメントの禁止

性別や性的指向に基づく不適切な言動や行為を一切許容しません。

②パワーハラスメントの禁止

職権を乱用した暴力的行為、威圧的な言動、精神的な圧力をかける行為を禁止します。

③モラルハラスメントの禁止

精神的な苦痛を与える言動や嫌がらせ行為を許しません。

④カスタマーハラスメントの禁止

お客様からの不適切な言動や行為に対しても、従業員の尊厳を守るための対応を行います。

5 コミュニティとの関係

当社は、事業活動が影響を及ぼす地域社会の人権を尊重し、以下の取り組みを行います。

①地域貢献活動の推進

教育、福祉、環境保護などの地域貢献活動を積極的に行います。

②ステークホルダーとの対話

地域住民や関係企業、行政機関などとの対話を重視し、透明性のある情報共有を行います。 ③パートナーシップの構築

取引先やパートナー企業に対しても人権尊重を求め、その実現に向けた協力関係を築きます

6 苦情処理メカニズム

当社は、人権に関する苦情や意見を受け付けたときには社内規定に基づき、迅速かつ公正な対応を行います。

7 定期的な見直しと改善

当社は、必要に応じてこの人権基本方針の見直しと改善を行います。

令和6年8月1日 滝川ガス株式会社 取締役社長 猪股 旬雄